



J・ゴルフ倶楽部 会員規約

第1条 (名称)

名称は ジェイ・ゴルフ倶楽部 と称する (以下、**本倶楽部**とする)。

第2条 (目的)

本倶楽部は、ゴルフに対する正しい理解と関心を深め、スポーツの振興と健康作りを目的とする。

第3条 (入会資格)

本倶楽部には以下の入会資格を設けることとする。

1. 本規約および本倶楽部の規則等を遵守できる方
2. 伝染病その他、他人に伝染または感染する等の疾病のない方
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定義する暴力団、指定暴力団等およびこれらの団体の構成員、暴力団排除条例等に基づき暴力団排除の対象とされている団体または個人、その他反社会的勢力の団体およびその構成員 (これらの団体、構成員または個人に該当しなくなった日から5年が経過しない者を含む) またはこれに準ずる者でないこと。

第4条 (会員証)

1. 会員には、会員証を交付する。会員が本倶楽部を利用する時は、会員証を提示しなければならない。
2. 会員証に記載された会員以外への会員証の貸与、会員資格の譲渡はできないものとする。
3. 会員証を紛失・破損した場合は速やかに届け出るものとし、会員証等を再発行する際には手数料 774 円 (税込) を徴収するものとする。
4. 会員資格の譲渡または相続その他の包括的な承継をすることができないものとする。

第5条 (利用日時)

1. 会員は、本倶楽部を月回数定められた曜日・時間帯内に利用することができる。
2. 利用の際の予約は、前月 1 か月前から予約を取ることができる。
3. **予約前日までにキャンセルの連絡をした場合に限り、キャンセルできることとする。当日のキャンセルは、理由の如何を問わず振替は無しとする。**
4. **連絡のない欠席や、ご予約当日の変更の場合のキャンセルは原則として利用したもののみなす。**

第6条 (臨時休館日)

本倶楽部は、台風・大雪・地震等による、やむを得ない事由が発生した場合は、クローズとすることができる。(原則として振替利用は行わない。)

第7条 (休業日・定休日)

休館日・定休日については、フロントまたは施設の掲示板、または、年間カレンダーにて確認するものとする。

第8条 (会員入会手続き)

1. 会員入会希望者は、別に定める入会申込書に同意および必要事項を記入し、承認を得て、所定の費用 (入会事務手数料・初回 2 ヶ月分の月会費・事務手数料) を納入しなければならない。あわせて、預金口座振替依頼書を提出する。尚、虚偽の申請をした者には、入会又は会員資格の取り消しを行うことがある。
2. 入会時は、入会月と入会月翌月の 2 ヶ月分を現金もしくは、クレジットカード、バーコード決済で納入し、それ以降の月は申し出のあった金融機関からの口座振替により納入するものとする。

第9条 (会員月会費納入)

1. **入会時に登録した会員種別の月会費を初回 2 ヶ月分納入するものとする。**
2. 会員は、別に定めるところに従い月会費を 1 ヶ月毎に前納しなければならない。
3. 原則として、月会費は、毎月前 27 日前後に翌月分を、申し出のあった金融機関から口座振替にて納入する。
4. 万一、指定口座が残高不足などの理由で引き落としがされなかった場合は、原則として当該月のレッスン時に、フロントにて現金もしくはクレジットカード、バーコード決済で納入するものとする。その際、手数料として 327 円 (税込) を納入する。
5. キャンセルした場合の会費は、一切返還しない。未納の場合は遡って未納分を徴収する。

第10条 (料金の不返還)

1. 一旦納入した月会費・料金は、原則として理由の如何を問わず返還しない。
2. 定められた月回数を利用できなかった場合についても、一切の割引、返還はしない。
3. 第1項、第2項にかかわらず、やむを得ない事由による場合は協議のうえ、返還することができる。

第11条（会員の遵守義務）

会員は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

1. 指定期限までに会費を納入すること。※会費を3ヶ月以上滞納した者は、強制退会とすることがある。
2. 会員登録の際に届け出た氏名・住所・連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに申し出て、変更の手続きを行うこと。
3. 届出または利用等に際して名義等の偽りをしないこと。
4. 当該規約、その他の実施施設の諸規則を遵守すること。
5. 当該施設の秩序を乱す、あるいは**本倶楽部**の名誉を傷つけるなど会員としての品位を損なうと認められる行為をしないこと。
6. 会員は、諸施設の利用について、各施設により定められた規則並びに従業員の指示を遵守しなければならない。

第12条（会員資格の停止及び除名）

前条に示す各号の義務を遵守しない会員については、**本倶楽部**の判断により、会員資格を停止又は除名することがある。

第13条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号にひとつでも該当する場合、その会員資格を失うものとする。

1. 退会
2. 強制退会
3. 除名
4. 死亡

第14条（会員の休会）

1. 会員は1ヶ月単位で休会する事ができる。この場合、休会を希望する月の前月の10日までに会員証を持参の上、フロントにて所定の用紙を提出するものとする。また、休会中は休会費として月々1,100円（税込）を口座振替にて納入する。休会費用についても同様に前月27日前後に預金口座からの引き落としとする。
2. 引き続き休会を希望する場合は、毎前月10日までに所定の用紙を提出するものとする。休会の申出がない場合は、復帰とみなし、定額の月会費が発生する。なお、電話・FAX・郵送等による休会は受理しない。

第15条（会員区分の変更）

会員は、会員区分の変更を希望する月の前月の10日までに、フロントにて変更届に必要な事項を記入の上、提出するものとする。変更が可能となり次第、速やかに会員に通知するものとし、通知を受けた会員は、フロントにて所定の用紙を提出するものとする。

第16条（会員の退会）

1. 会員は、退会希望月の当月の10日までに、会員証を持参の上、フロントにて所定の用紙を提出するものとする。
2. 退会希望月の当月10日を過ぎての退会の申し出は、翌々月からの退会とし、翌月の月会費は全額納入するものとする。なお、電話・FAX・郵送等による退会は受理しない。

第17条（登録事項変更届）

会員は、住所・連絡先・口座番号等、入会申込の際に届け出た事項に変更のあった場合は、速やかに登録内容変更届を提出しなければならない。

第18条（施設の閉鎖・臨時休館）

下記の場合、施設全館もしくは一部を閉鎖又は臨時休館することが出来るものとする。

1. 天候・災害その他により開館が不可能と認められたとき。
2. 改造・補修・点検等を行うとき。
3. 競技会等の特別行事を開催するとき。
4. 法令上の制定・改廃・行政指導・社会情勢等によるとき。
5. 運営上必要と認められたとき。

※ 本規約は令和2年10月1日より適用する。